

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和41年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び省令により提出する申請書、届その他の書類（以下「申請書等」という。）は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>様式第1号から様式第42号まで</u>によらなければならない。</p> <p>(事務所の設置等の届出)</p> <p>第3条 土地改良区は、事務所を設置し、又は変更したときは、遅滞なく事務所設置（変更）届（<u>様式第43号</u>）により所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(理事長選任等の届出)</p> <p>第4条 土地改良区は、理事の互選により理事長を定めたとき、又は理事長が退任したときは、遅滞なく理事長選任（退任）届（<u>様式第44号</u>）により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(総会又は総代会の届出)</p> <p>第5条 土地改良区は、総会又は総代会が終了したときは、遅滞なく総会（総代会）終了届（<u>様式第45号</u>）により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(登記完了の届出)</p> <p>第6条 土地改良区は、換地処分の登記を完了したときは、遅滞なく登記完了届（<u>様式第46号</u>）により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び省令により提出する申請書、届その他の書類（以下「申請書等」という。）は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>(事務所の設置等の届出)</p> <p>第3条 土地改良区は、事務所を設置し、又は変更したときは、遅滞なく<u>別に定める様式による</u>事務所設置（変更）届により所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(理事長選任等の届出)</p> <p>第4条 土地改良区は、理事の互選により理事長を定めたとき、又は理事長が退任したときは、遅滞なく<u>別に定める様式による</u>理事長選任（退任）届により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(総会又は総代会の届出)</p> <p>第5条 土地改良区は、総会又は総代会が終了したときは、遅滞なく<u>別に定める様式による</u>総会（総代会）終了届により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>(登記完了の届出)</p> <p>第6条 土地改良区は、換地処分の登記を完了したときは、遅滞なく<u>別に定める様式による</u>登記完了届により所管する局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式目次を削る。

様式第1号から様式第46号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の土地改良法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の土地改良法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。